

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷九第

行發日一月一十年八正大

## 論 說

特別課徴の課額の決定……………法學博士 神戸 正雄

社會の羈絆力(一)……………法學博士 財部 靜治

コールの大勞働組合論……………法學博士 河田 嗣郎

鷹山公とフリードリヒ大王の農政(二)……………法學博士 高岡 熊雄

明治の米價調節(三)……………法學士 本庄榮治郎

## 時事問題

勞働時間問題……………法學博士 戸田 海市

租稅收入の豫算見積を論ず……………法學博士 小川郷太郎

## 雜 錄

同盟怠業の道徳的批判に就て……………法學博士 河 上 肇

サボタージユ是非……………法學博士 河田 嗣郎

サボタージユに對する私見……………法學博士 神戸 正雄

近世の日本(新著紹介)……………法學士 本庄榮治郎

## 上杉鷹山公とフリードリヒ大王の農政 (二)

高岡 熊 雄

### 一 二

上來陳述せし所は農業經營に必要な土地、勞力及び資本の三つの者に就き鷹山公と普大王とが實際行ひし政策を比較研究せるものなるが、両者の採れる農業政策中相酷似せるものは實に此の三者のみに止らず、其の他種々なる政策に於て之を認むるを得。左に順を逐ふて之を述べん。

封建制度の下に於て各藩互に孤立し經濟上自給自足の主義を採り、且門戸を閉鎖して海外諸國と交通を遮斷し普通貿易の行はれざる時代に於ては人民の日常所要の食糧は國內若くは藩内の生産のみを以て供給せざる可からざるが爲め一朝若し天候其の度を失し穀類實らざるが如きことあらんか、之が救済を他に仰ぐを得ず、米價は徒らに騰貴し、藩民饑餓の慘狀に陥るは必然の結果にして其の實例に乏しからず。されば饑饉に對する政策と穀價の調節とは當時爲政家の最も考慮を廻らしたるところなり。

米澤藩は既に述べし如く四邊繞らすに山岳を以てし、他藩との交通頗る不便なり、且地東北に

偏するを以て原産地を熱帯地方に有する水稻の栽培に對しては、氣候上頗る不利益なる地位に在りて凶作屢襲ひ來れり。歴代の藩主も之が應急策に就ては種々畫策する所ありたり。鷹山公も亦重て饑饉の豫防に置き、之が施設としては平時に於て米穀を貯藏し以て不時の用に供するの外なきを認め、盛んに備荒貯蓄を奨勵し、公自から籾倉を建築して貯米し又藩士及び農民を勸誘して之に倣はし、早々若干の出錢をなして籾を購入して貯藏せり。而して穀倉成るや公は常に若干俵の籾を與へて以て之を祝せり。其の後天明四年に至るや、二十ヶ年を期し籾十五萬俵を蓄藏すべき一大計畫を樹て、實行に着手し、尙四民をして同一期間等しく備荒貯蓄せしめ、豫定の期限を遅るゝこと三ヶ年即ち文化三年に至り遂に全く其の目的を達せり。然りと雖も猶僅かに半ヶ年間藩民を救済し得るに過ぎざるを以て、翌年より更に拾ヶ年間此の計畫を繼續し、鷹山公の歿後更に之を二十ヶ年の繼續事業となせり。

鷹山公在世中天明三年には有名なる奥羽の大凶作あり、仙臺、南部、津輕等の隣藩にては米價は五斗入一俵十貫以上に暴騰し、人民は食を得る能はず餓死するもの頗る多く、甚しきは死人の肉を食したるものすらありしと稱するが如き慘狀を極めたりと雖も、獨り米澤藩に於ては籾倉を開き之を救済せしかば、米價は五貫以上に上らずして幸に恐慌を免かれ、又天保四年の凶荒に際しても等しく大に益する所ありたり。其の他時々起りたる低度の不作の際にも蓄籾を出して以て

米價の調節を圖り且能く藩民を救濟せり。是皆鷹山公の施設其の宜しきを得たる結果なり。鷹山公は備荒貯蓄の外凶作の場合には飯料以外に米麥を使用することを禁止し、酒造の如きも其の額を制限する等種々なる應急策を講じたり。

普大王時代の普魯西も亦四方皆な強國に依りて圍まれ、加ふるに交通猶不便にして自由に外國よりして穀類を輸入するを得ざりしを以て、大王位に即くや祖考に依りて試みられし國立穀物倉庫に着目し、伯林の穀倉に於ける貯藏麥が僅に三千六百石に過ぎざりしを視て大に當局者を批難し、凶作にして穀類の供給不足なる場合に備ふる爲め速かに伯林、ステチン、ヴェゼル及びミンデン諸市に在る倉庫に穀類を買ひ入れて貯藏し、更に進んでは國內處々に新たに倉庫を建設し、假令凶作の際と雖も一年有半の間は軍隊及び全國民に必要な食糧を供給し得るを以て目的としたるが如き、恰も鷹山公が長年月を期して藩民所要の米穀を貯藏せしめたと相等しき政策なり。

普大王も亦穀價調節の爲めに穀倉を利用し、穀價低廉にして爲めに生産者たる農民大に苦痛を感ずる場合には、政府は之を買ひ上げて財藏し、之に反して穀價騰貴して消費者困難なる境遇に陥るときは、貯藏せる穀類を賣り出して以て價格の下落を圖る等穀價の暴騰暴落を抑制せんことを努めたり。而して此が實行は單に穀倉當事者にのみ一任せず、屢大王自から其の衝に當り、ラ

イ麥一シエツフェル(三斗強)の價格をして常に十八グロツシエン(四十五錢)乃至一ターレル(壹圓五拾錢)の間に定めんとせり。

斯くの如く小麥及びライ麥を常に貯藏して以て備荒の用に供せしかば、一七七一年より一七七二年に亘れる大凶作に遭遇せし際に、隣國にては小麥一シエフェルの價七圓五拾錢まで暴騰せしにも拘はらず、獨り普魯西にては其の價三圓に過ぎずして國民大に其の恩澤に浴せしが如きは、恰も天明及び天保の大凶作に於ける米澤藩の場合の如し。

普大王は常に適當なる時期に能く穀價の調節を圖らんとし、地方所在の官吏をして穀類播種より收穫に至るまでの間常に其の狀況を報告せしめ、經驗を重ねるに従ひ益其の規模を擴張し、其の方法を完全にし、遂に詳細なる農事統計を編成するに至れり。斯くの如きは普大王の思慮の頗る緻密にして用意の周到なるを證して餘りあり。若し國民の穀作豊饒にして能く國民の需要を充たし尙餘りあるが如き場合に於ては、大王は茲に始めて穀類の國外輸出を許可せり。之が爲めにも時許制を採用せり。更に進んでは穀類の價格のみならず、麵麩の價格にして穀價との差餘りに大なる場合に於ては勸告して之を低減せしめし等鷹山公と等しく普大王も亦國民の食糧問題に關して直接盡せる所多かりき。

### 一三三

東北地方は常に備荒貯蓄の政策に依りて凶作に備ふるの必要ありし如く、氣候の關係上稻作は決して安全なる農業法にあらずと雖も、現今猶此の地方の農家は一般に水田に重を置きて兎角畑作を輕んずるの弊風あり、況んや百有餘年前の鷹山公の時代に於てをや。賢明なる公は能く此の弱點に着目し、農業の經濟をして安全ならしめ、且つ未墾を開發し土地の利用を充分ならしむるが爲めには稻作の外更に麥作の必要なる所以を認め盛んに之を奨勵し、備荒貯蓄の如きも地方に依りては米に代ふるに麥を以てし得るの途を開きし如きは蓋し策の得たるものと謂はざる可らず。

是れ恰も普大王の英國農業經營法の輸入と相對照するを得可し。當時獨逸の農業は猶頗る幼稚の域に在りて一般に所謂三國農業行はれ、農耕地の一部を以て休閒地とし他には穀類の連作行はれつゝありしが、英國にては既に穀類の外飼料作物を栽培し、且つ家畜の舍飼法行はれ土地の養分の缺乏を防ぐのみならず、穀類の生産數量の如きも遙かに獨逸の上に在りしを以て、普大王は或は英國よりしてウキルソン、ブラウンの如き農業技師を招聘して國有農場に於て英國農業法を實行し以て他の模範となし、或は人を彼地に派遣して以て之を實習せしめ、或は自國農民にルツエルン、エスバレット、チモシー、ライグラス、白ツメグサ等種々牧草の種子を無代を以て交付し、其の成績の佳良なるものには賞品を授與し、又盛に燕菁の栽培を奨勵する等獨逸農業法の改善を圖り、カメラ學の發展と相俟つて斯國の農業は著しき發展をなせり。

#### 一四

鷹山公の米麥作を獎勵せしは主として藩民の食糧を自給せんとする目的より出づ。普大王の英國農業法の輸入も亦然り。而して當時米澤藩に於ても又普魯西王國に在ても住民の需要を満足せしむる爲め、藩外或は國外よりして種々なる農産物及び農産加工品を輸入せり。例之米澤藩に於ては生糸、紙、漆、藍及び紅花の如く普魯西國に於てはリンネン、葎草、煙草、藍、染料其の他種々なる工藝作物及び蔬菜類の如き是なり。而して鷹山公も普大王も共に此等輸入品を成る可く自己の領土内に於て生産し、以て他よりの供給を仰ぐの要なからしめんと種々畫策する所ありたり。

之が爲めに鷹山公は先づ藩内に於て桑、楮及び漆各百萬本を栽培するの一大計畫を樹てたり。當時米澤藩に於ても既に養蠶行はれたりと雖も其の業未だ盛んならざりしを以て、一は藩民の需要に應ずる爲め、他は容量に比して價格の割合高き生糸は交通不便なる米澤藩に於ける最良の移出品たるを以て盛に之が生産を獎勵せんとせり。然るに當時桑は隣藩最上等よりして買ひ入つ、ありしを以て養蠶の隆盛を圖るには桑葉を自給するの必要なる所以を認め、藩内に百萬本の桑樹を栽培せんとし、或は桑園を開發し、或は桑苗を藩外より購入し、或は苗園を設け、農民は勿論藩士と雖も必ず之を栽培し以て養蠶に従事せしめ、今日の養蠶巡廻教師に等しき吏員を置き、公自からは養蠶手引草を上梓せり。今日米澤地方が我が國に於て有名なる養蠶地となり、且つ絹織

物の生産を以て世に著はるゝは鷹山公の當時の政策の効に歸すべきや大なり。

今日獨逸農業界の現状のみを知るもの誰か普大王が鷹山公と等しく養蠶業の發展に努力せしことを想像するを得んや。獨逸に於ても十六世紀頃よりして養蠶業既に移入せられ、歴代の統治者之を奨励せしにも拘はらず、未だ充分に効績を擧ぐを得ざりしかば、普大王位に即くや自給自足の經濟主義に則り、國民の需要する生糸を自給するには大に養蠶業を奨励するの必要を感じ、終世之が爲めに大に努力する所あり。既設の桑園を維持するの外新に之を増設せんとし或は大王自から之を御料地内に設け、或は御料地の小作契約を更新する際には必ず小作人をして桑樹を栽培するの契約を結ばしめ、其の本數一人にて一千本以上に上りしもの少なからざりしが如き、或は桑園の造成費を補助し、或は之が監督官を置き、又地方の役員にして之が奨励に努力せず其の成績の不良なるものは之を交迭し、或は貴族農場にも勧誘して桑樹を栽培せしめ、或は土地の割合に農家の多數なる地方には桑園の設置を特に奨励する等努力する所頗る多し。更に進んでは養蠶其の物に對しては大王自から巨額の經費を投じて養蠶室を建設し、之に倣へるものには經費を補助し、或は蠶具を給與し、養蠶の成績佳良なるものは賞與金を交付し、田園に在る宗教家及び教師を勧誘して養蠶を營ましめて漸次之を他に及ばさしめ、養蠶教師を遠く瑞西及び伊太利より招聘し、伯林に在る小學校教員養成所に於ては學事の傍養蠶を教へ、其の成績の良好なるものは



特に選んで地方吏員に採用し、常務の外養蠶業の獎勵の任に當らしめ、又斯業に關する種々なる著述をなして廣く之を配附せり。又生絲業の發展策としても製絲場の建設費補助、製絲職工の官費養成生絲倉庫の建築等實施せられ、獨逸の生絲をして當時の製絲國たりし佛蘭西の夫れと能く競争し得るに至らしめんと努めたり。其の努力の結果空しからず大王即位の頃には製絲場は伯林市に僅に一ヶ處あるのみなりしが一七七五年には同市のみにて九ヶ處となり、一七八三年には職工の數五千人以上に上り一七八二年には桑樹二百萬以上となり一七八五年には生絲の産額一萬七千封度に上れり。然りと雖も大王は之を以て満足せず、尙努力如何に依りては少數の年月間に三萬封度の生産をなし得可しとせり。大王崩去の際は斯國の養蠶業の最も隆盛を極めし時代にして、其の後戦争の相續きたると、獨逸の氣候が寧ろ養蠶業に適當ならざりしと、斯業以外他に有利なる事業農業界に起りし爲め等種々なる原因に依りて十九世紀に入りて以來頗に其の勢を挫折し復見るに足る可きものなく、寧ろ價格低廉にして品質善良なるものを南方諸國より輸入するを以て有利となすに至れり。然りと雖も今日原料を他國に仰ぎつゝ盛に絹織物を製造して世界に有名なる製品を生産しつゝあるは、普大王の養蠶業に對する功績の今日に及べるものにして、今日米澤地方に於ける養蠶業及び織物業が鷹山公の政策の餘澤を被れると相酷似す。

## 一五

鷹山公は桑と共に漆及び楮も各百萬本宛を藩内に栽培せんとし、漆の爲めには未墾地を開發して之を栽培せるのみならず、農家商人より神社佛閣等に至るまで各何本宛を栽培すべしとて一定の規程を設け、漆樹の長一尺以上に生長したるときは一本に付二十錢宛の獎勵金を與へし代りに、未だ植附けざるに既に植附けたりとて公儀を欺くものあるときは一本に付新たに五本を植しめ、既に植附たりと雖も枯死するときは直ちに之を再植せしめ、若し植代をなさざりしときは過料に處せり。而して生産物は總て既定の價格を以て買ひ上げ藩民をして經濟上困難を感ずることなからしめたり。

楮も亦當時福島地方より盛んに輸入せし紙を自給する爲めに獎勵し、紅花、藍亦然りとす。

鷹山公の獎勵せし此等の作物と相對照すべきものにして普大王の栽培を獎勵せしものは亞麻、葎草、煙草、大靑(*Isatis tinctoria*)、茜草(*Rubia tinctorum*)、ヒメウキヤウ(*Carum Carvi*)、其の他の工藝作物及び蔬菜類なり。何れも皆從來國外より供給を仰きつゝありしも進んで之を自給せんと試みたり。殊に大王の最も努力せしは馬鈴薯の栽培なり。是れ國民の食糧に重大なる關係あるを以てなり。當前獨逸に於て馬鈴薯は未だ殆んど栽培せられざるも將來食物の自給上之が栽培の必要を痛切に感じたるを以て大王は屢々之が爲めに訓令を發して農民に勸誘し。遂には五月初旬には憲兵及び町村吏員をして農村を巡回せしめ殆んど強制的に之を栽培せしめたるは有名なる

政策の一にして、其の結果遂に一般に栽培せらるゝ農作物となり、今日の獨逸にては馬鈴薯は日常の食卓に必要缺くこと能はざるものとなれり。又農家をして住宅の周圍には必ず果樹を栽培せしめ、若し命令に服従せざるものあるときは罰金を課せし等警治國主義を盛んに發揮せるは鷹山公の農業政策にさも似たり。

## 一六

畜産に關しても鷹山公及び普大王共に之が發展に力を盡せり。從來米澤地方に於ても多少産馬事業は行はれたりしが、其の後次第に衰退し、鷹山公の時代に至りては最早徳川幕府へ献上する馬も藩公の使用するものも悉く皆な他藩より供給を仰かざる可からざる状態となり。之が爲めに莫大なる金銭を費せしを以て、鷹山公は有名なる馬産地よりして種馬等を買入れて産馬事業の復舊に力を竭し、遂に能く其の目的を達せり。

普魯西王國に於ても歴代の統治者は産馬事業を奨励しフリードリツヒ、ウキルヘルム一世の如き今日猶有名なるトラケーネン種馬牧場の創設者たり。普大王の時代に至りては常備軍は増設せられ、戦争は繼續的に行はれ、開墾事業は發展し、交通機關は稍改善し、國民の富の程度も上進する等種々なる原因よりして馬匹に對する需要増進したるを以て、普大王は處々に國立の種馬牧場を増設して以て民間に種馬を配附し、又農家にして種馬を飼養するものあるときは補助金等を

交付して之を奨励せり。牧馬業の有利となるに従ひ私設の種馬所も盛んとなれり。

然りと雖も當時改良を必要とせしものは産馬業よりは寧ろ牧牛業たりしなり。牛畜の種類も劣等にして且つ飼料も頗る不完全なりしかば、大王は東フリースランド和蘭及びホルスタイン地方より種牛を買ひ入れて以て在來牛の改良に充て、所謂英國農業法に依りて飼料を改良して盛んに舍飼法を奨励し、且つ和蘭其他よりして酪農業に經驗あるものを招聘して牛酪及び乾酪業を起し以て國外よりの輸入を防遏せんと努めたり。牛馬の外綿羊業を盛んならしむる爲め西班牙よりしてメリノ種を輸入せり。養豚業も亦馬鈴薯栽培の増加と酪農業の發展と内國植民の結果中小農の増加せし爲め等幾多の原因よりして次第に盛んとなれり。

斯くの如く鷹山公と普大王とは奨励せし家畜の種類に多少異なる所ありしと雖も、是れ主として國情の然らしむる所にして兩者共に畜産業に注意を拂ひ之が發展に力を盡せしは一なり。

## 一七

農業に對して種々なる政策を樹て、之を實行し以て充分に之が効果を奏せんと欲せば、直接農民若くは農業に接觸して政策實施の任に當るべき役人に其の人を得ざる可らず。適材を獲んと欲せば之を優遇せざる可からざる事に特に注意せし鷹山公は實に英邁の名主と謂はざる可らず。公は當時農村支配の任に當れる鄉村頭取には家老を以て之に當て、郡奉行を以て其頃藩の政治上頗

る勢力ありし寺社奉行の上に置き、又農村には新たに郷村出役なる役人を置きて獨り農事に關するもののみならず、農民の一人身上に至るまで萬事を斡旋せしめ、武士の地位の上下を論ぜず俊才を選んで其の任に就かしめ、而して一度其職を授くるや中央藩廳は彼等の爲す處に干涉を加へず全力を發揮せしめ、其の功績の顯著なるものあるときは抜んで、以て中央の要職に就かしめたり米澤藩の農政が偉大なる効果を奏せし原因の一は確かに鷹山公の當事者を待遇せし方法其の宜しきを得たるが爲めなり。

鷹山公に比すればフリードリッヒ大王は萬事を白から行はんとし少なくも自ら指揮せんとする傾向ありたりしが、農事に關する官吏も試験制度に依りて有爲の士のみを採用し、勉めて繁文縷禮を廢し、事務は敏捷に處理せしめ、官吏をして不正の行爲あるときは少しも假借する所なく制裁を加へて賞罰を明にせりと云ふ。

## 一八

吾人は章を重ねること十七以て鷹山公と普大王との農業政策の主なるものを陳述し互に比較對照せり。鷹山公が藩力疲弊の後を受け適切なる農業政策を樹て、之を實行し以て大に經濟的實力を發揮し、東北地方に米澤藩あることをして、廣く世に知らしめたるは元より公の英邁なるに歸せざる可らずと雖も、又公の下に竹股當綱及び荻戸善政なる二人の補佐ありて能く公の心を以て心として働ける効や大なり。普大王の農政を行ふに當りても亦フオン、ハーゲン von Hagen フオン

デルンシャウ von Derschau ミケールス Michaelis フォン、イエーリグス von Targen 等の如きは有力なる補助者たりしなり。時の古今を問はず、地の東西を論せず、各名君の下には必ず良相あり茲に始めて偉業を成就するを知る。

晩年鷹山公病床に在りし際齊定公と對話せるとき又は食事の時は必ず端座せり。之が安臥を勸むるものあるも公は曰く。「余は幸にして大なる過なくして以て今日に至る餘命既に少なし、此の儘にして勤め畢らん哉」と普大王も亦遺詔に曰く「人の世に生る、生より死に至る迄一瞬間のみ、人の義務は此の瞬間に於て社會の爲めに公益を圖るに在り」と最後の一言何ぞ其れ能く相似たるや。兩君主は一生涯を通じ全力を注ぎて、社會の爲め國家の爲め公益を圖らざる可からざる一大決心を以て活動せり。思ふに鷹山公をして普魯西に生れしめんか、普大王の行ひたるが如き農業政策を實施せしならん。普大王にして若し米澤藩主たりしならば等しく鷺山公と同様なる農業政策を行ひしならん。東西地を隔つと雖も兩君主は殆んど時代を同じうして出で、且同様な經濟政策の主義に則りて以て殆んど同じき農政を行ひ、鷹山公は米澤藩中興の主となり松岬神社として今猶世に尊ばれ、普大王は普魯西王國の基礎を聳造して雷名を世界に轟かせり、偶然とは云へ眞に面白き東西の現象ならずや。

追記 本編論ずる處の上杉鷹山公の農業政策は余の編纂する經濟學農政學研究叢書第四冊として不日出版すべき農學士齋藤圭助著「上杉鷹山公の農政」に預ふ所大なり。(天八、八八)